

寒川町告示第 125 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条 1 項の規定に基づき、町道の区域を決定し、
同条第 2 項の規定により令和 6 年 12 月 16 日より供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和 6 年 12 月 16 日から 2 週
間、縦覧に供する。

道 路 の 種 類	路 線 番 号	路 線 名	区 間	幅員 (m)	延長 (m)
町道	02124	一之宮 124 号線	一之宮三丁目 2151 番 7 地先	4.70	52.20
			一之宮三丁目 2150 番 4 地先	5.00	
町道	02125	一之宮 125 号線	一之宮四丁目 2700 番 4 地先	4.50	58.50
			一之宮四丁目 2700 番 18 地先	5.00	
町道	04045	大曲 45 号線	大曲四丁目 540 番 4 地先	4.00	27.00
			大曲四丁目 540 番 9 地先	5.00	
町道	07063	小谷 63 号線	小谷一丁目 648 番 24 地先	4.50	50.20
			小谷一丁目 648 番 16 地先	5.00	
町道	08051	小動 51 号線	小動 961 番 4 地先	4.20	37.10
			小動 961 番 12 地先	4.20	
町道	10152	倉見 152 号線	倉見 350 番 1 地先	4.00	29.10
			倉見 350 番 8 地先	4.00	

令和 6 年 12 月 16 日

寒川町長 木 村 俊 雄